

## ニュージーランドでの登録を希望する APEC アーキテクトのための固有事項審査

ニュージーランドで登録を希望する APEC アーキテクトはニュージーランドのシニアアーキテクトである登録審査員二人の面接を受けなければならない。

固有事項審査と呼ばれるこの面接の目的はニュージーランド固有の建築設計プロセスについて十分な知識と理解を持っているかを確認することにある。

面接場所はニュージーランドのオークランド、ウェリントン、あるいはクライストチャーチのいずれかとなる。

ニュージーランドでの登録を希望する APEC アーキテクトは英語に堪能である必要はなく、面接に通訳を同伴することができる。面接の際に英語の能力が十分でないことが明らかになった場合、ニュージーランドで実務を行う場合に言葉の問題にどう対処するかの説明が求められる。

### 固有事項の知識

ニュージーランドで登録するためには建築設計実務と手続きに関するニュージーランド固有の知識を備えていることが求められる。

面接の焦点は以下に掲げる建築設計業務を行う際のニュージーランド固有の事項のみとする：

- ・ 物理的、社会的環境；
- ・ 法的枠組み；
- ・ 標準的な契約；
- ・ ニュージーランド特有の建築プロセスと技術。

新規の登録者のために、ニュージーランドにおける登録最低基準は、プロジェクトの進捗状況に則して経験分野ごとに整理されている。固有事項を含む分野は以下のとおりであり、これらが面接の基本となる。

### A. プロジェクト着手と準備設計

#### 要求内容：

- ・ 複合建築物のプロジェクト概要に対して、全般的な目的と概念についてクライアントその他の関係者の賛同と合意を得られるような初期提案を作成する。

### **APEC アーキテクト能力指標**

A1) 申請者はニュージーランドでの建築設計サービスの提供にあたってアーキテクトとそのクライアントとの間で結ばれる一般的な契約合意について理解している。

#### **参考資料**

アーキテクトサービスに関する NZIA(ニュージーランドアーキテクト協会)協定、NZIA Practice Notes。NZIA Practice Notes の入手に際しては NZIA への登録が必要となるが、申請者は「準会員」として登録が可能。申請書は以下のサイトから。  
[www.nzia.co.nz](http://www.nzia.co.nz).

## **B. 設計段階**

### **要求内容：**

- ・ 知識、想像力、判断、さらに専門家としての責任を通じて実現が可能な複合建築物の設計を行う。
- ・ 当初のコンセプトから複合建築物の設計提案を策定する。
- ・ 実際の建築物として具現化するための文書（図書）作成に進めるよう関係者の合意と必要な許可を得られるような複合建築物の概略設計をまとめる。

### **APEC アーキテクト能力指標**

B1) 申請者はニュージーランドにおいて建築設計を行う際に関連性が発生する可能性のある人的、社会的、環境的また背景的な問題について知識を持っている。

B2) 申請者は当該プロジェクトに関し、用地あるいは敷地に関する法的な状況、資源管理に関する規制、公衆衛生と環境の保護に関する規制、さらに安全と福祉の問題について一般的な知識を持ち、これらに関する情報の入手方法を知っている。

#### **参考資料**

ニュージーランドの土地情報 (Land Information New Zealand) [www.linz.govt.nz](http://www.linz.govt.nz)  
資源管理 (Resource Management) [www.mfe.govt.nz/rma/](http://www.mfe.govt.nz/rma/)

## **C. プロジェクトの見直しとコミュニケーション**

### **要求内容：**

- ・ 複合建築物を設計する過程を通じ、常に当初のプロジェクトの概要を逸脱することなく、また契約内容を遵守する。
- ・ 概要の決定に至る過程、さらに業務契約に係るコンセプトデザイン、設計作業、書類作成、建築工事の過程を通じて情報を提供、コミュニケーションを図る。

## APEC アーキテクト能力指標

なし

### D. 詳細設計

#### 要求内容：

- ・プロジェクト概要、期限、コスト、品質目標に従って費用見積、建築工事が行われ、完成に至れるよう建築プロジェクトに係る文書を作成する。

## APEC アーキテクト能力指標

D1) 申請者はニュージーランドの風土に適切な建築部材、システム、構法の詳細について知識を持っている。

#### 参考資料：

ニュージーランド Building Code、Handbook and Approved Documents  
[www.consumerbuild.org.nz/publish/](http://www.consumerbuild.org.nz/publish/)

建築住宅省（Department of Building and Housing）、[www.dbh.govt.nz](http://www.dbh.govt.nz)

ニュージーランド建築調査協会（Building research Association of New Zealand）  
[www.branz.co.nz](http://www.branz.co.nz)

ニュージーランド規格協会（Standards Association of New Zealand）  
[www.standards.co.nz](http://www.standards.co.nz)

MasterSpec [www.masterspec.co.nz](http://www.masterspec.co.nz)

NZ Green Building Control [www.nzqbc.org.nz](http://www.nzqbc.org.nz)

### E. 契約文書と調達

#### 要求内容：

- ・業務遂行にあたって適切な手はず<sup>1</sup>を整え、全ての関係者と契約を取り決める。
- ・プロジェクトの開始に際し、目的と条件を把握し、プロジェクトマネジメントを組み立てる。

<sup>1</sup> 請負業者／建築業者の選定などを中心とした実際の工事を遂行するための調整作業

## APEC アーキテクト能力指標

E1) ニュージーランドに特有の形態が異なる各種の契約とその条件についての知識と理解を示す。

#### 参考資料

NZIA 契約の条件

<http://www.nzia.co.nz/content.aspx?c=236&t=Technical-Documents>

ニュージーランド規格協会 契約の条件 (Standards New Zealand Conditions of Contract) [www.standards.co.nz](http://www.standards.co.nz)

## F. 契約管理と遵守

### 要求内容：

- ・プロジェクトの建築工事において契約管理を行う。
- ・当該建築物に効率的な入居／使用ができるよう、また今後の業務に活用するリサーチ材料として、工事の完成時あるいは完成前に竣工記録を作成する。
- ・今後の業務の遂行に活用するため、プロジェクトの完成時あるいは完成前に関係者の責任を明確に記録すると共に情報の整理を行う。

### APEC アーキテクト能力指標

F1) 申請者はニュージーランドにおいて建設契約管理を行うための図書及び適切な手順について契約終了時の手続きも含めて十分な知識を持っている。

### 参考資料：NZIA 契約の条件

<http://www.nzia.co.nz/content.aspx?c=236&t=Technical-Documents>

ニュージーランド規格協会 契約の条件 (Standards New Zealand Conditions of Contract) [www.standards.co.nz](http://www.standards.co.nz)

## G. 法的要件

### 要求内容：

- ・ニュージーランドの法令、規制上の要件を理解し遵守する。

### APEC アーキテクト能力指標

G1) 申請者はニュージーランドで施行されている計画、建築物の調達、建築設計実務に関する法令について十分な知識がある。

### 参考資料／関連法令は以下の通り：

ニュージーランド建築法 (New Zealand Building Act) 2004

資源管理法 (Resource Management Act) 1991

工事契約法 (Construction Contracts Act) 2002

雇用の健康と安全法 (Health and Safety in Employment Act) 1992

著作権法 (Copyright Act) 1994

登録アーキテクト法 (Registered Architects Act) 2005

登録アーキテクト規則（Registered Architects Rules） 2006

消費者保証法（Consumer Guarantees Act） 1993

公正取引法（Fair Trading Act） 1986

ニュージーランドの法律については以下を参照 [www.legislation.govt.nz](http://www.legislation.govt.nz)

## H. 業務の実践と事務所管理

### 要求内容：

- ・ 建築設計事務所を設置し、維持する。
- ・ 少なくとも倫理行為規約と同等の倫理基準に従って建築設計業務を行う。

### APEC アーキテクト能力指標

H1) ニュージーランドにおける業務のモデルに関する知識がある。

H2) 申請者は法人あるいは雇用者として建築設計サービスを提供する際に関係する法的制約について知識がある。

申請者はアーキテクトとして職業上の行為について論ずることができ、さらにニュージーランド登録アーキテクト倫理的行為最低基準規約について十分理解しているべきである。

参考資料：登録アーキテクト倫理的行為最低基準規約（Code of Minimum Standards of Ethical Conduct for Registered Architects –登録アーキテクト規則 2006 Part 3 より） <http://www.nzrab.org.nz/default.aspx?Page=161>  
ニュージーランド登録アーキテクト委員会  
New Zealand Registered Architects Board) [www.nzrab.co.nz](http://www.nzrab.co.nz)